

令和 8 年 9 月定例月議会

令和 8 年 9 月 2 4 日

総務教育常任委員会

資 料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
旧杉野小中学校施設の利活用に係る事業提案公募型プロポーザルの経過等について	教育総務課	2
学齢児童生徒の就学すべき学校の区域及び幼稚園児の通園区域の変更について	教育指導課 幼児課	5
「学びの多様化学校」の状況について	教育指導課	9

教育委員会事務局

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	教育総務課

旧杉野小中学校施設の利活用に係る事業提案公募型プロポーザルの経過等について

内容

旧杉野小中学校施設の利活用に係る事業提案公募型プロポーザルについて、令和7年4月より土地建物譲渡契約及び利活用に向け交渉を行ってきましたが、このたび交渉不成立によりプロポーザルを終結しました。

このことについて、これまでの経過及び今後の予定を報告いたします。

1 対象施設

施設名称：旧杉野小中学校

所在地：長浜市木之本町杉野 489 番地

対象物件：【土地】18146.92 m²（公簿面積）

長浜市木之本町杉野 475 番 1 ほか 64 筆

【建物】平成 14 年建築

校舎 鉄筋コンクリート造 2 階建 3650.72 m²

体育館 鉄筋コンクリート造 1 階建 1302.70 m²

その他 付属棟等 5 施設 合計 202.89 m²

2 これまでの経過

令和6年12月 施設の利活用に係る事業提案公募型プロポーザルを実施

【概要】利活用の目的 教育関連施設に資する事業

財産権利関係 土地建物一括無償譲渡

令和7年3月 優先交渉権者として下記法人を選定

東京都板橋区成増 1-12-19

学校法人タイケン学園 理事長 柴岡三千夫

【提案事業】日本ウェルネス高等学校長浜キャンパス
（広域通信課程・普通科）

令和7年4月 優先交渉権者と土地建物譲渡契約・利活用に向けた詳細交渉を開始

令和7年9月 交渉経過を地元に説明

令和 8 年 5 月 優先交渉権者に対し詳細な計画書の提出を要請
(令和 8 年 6 月 30 日期限)
⇒辞退の意向を示される

令和 8 年 7 月 優先交渉権者に優先交渉権の取消しを通知
(令和 8 年 7 月 22 日相手方送達)

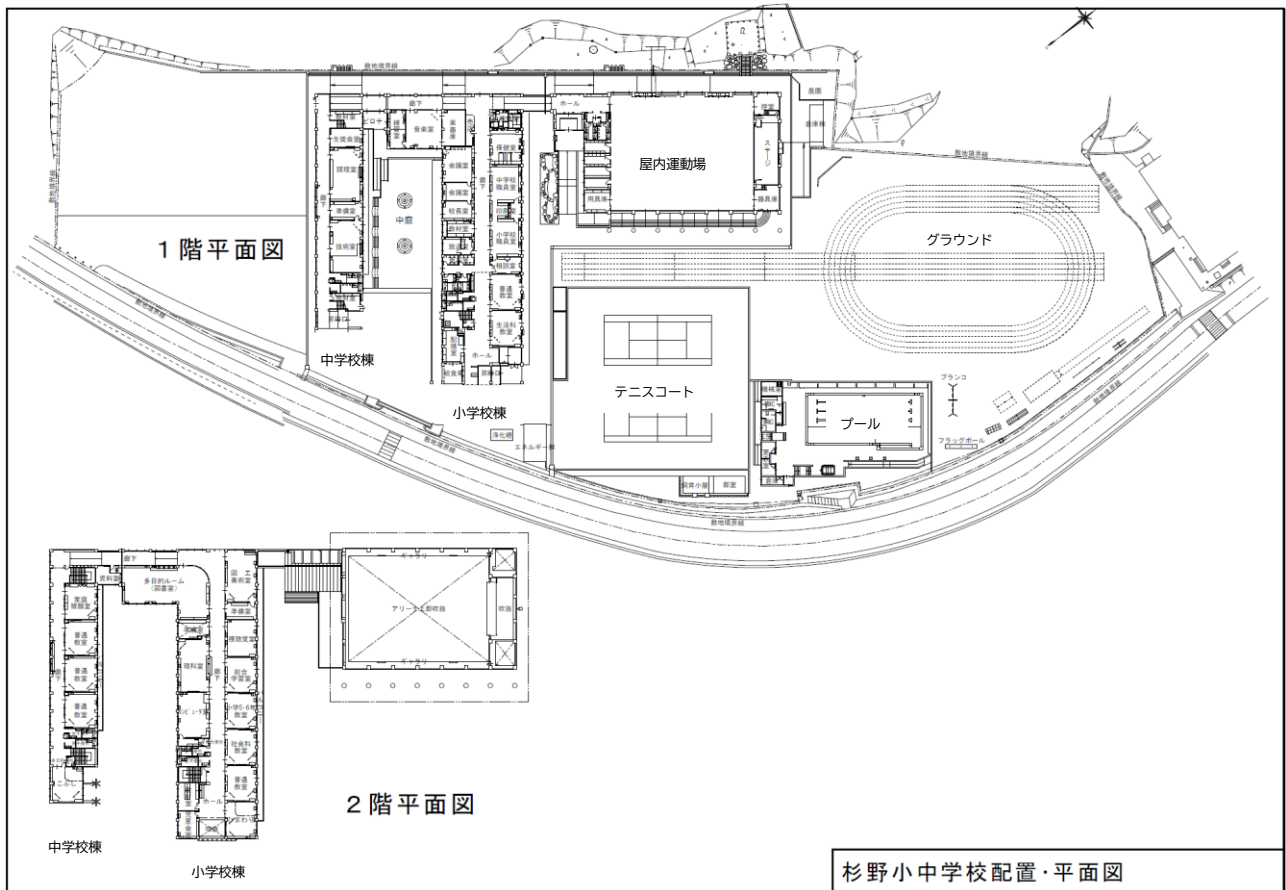
令和 8 年 7 月 次点交渉権者に対し優先交渉権の承継を通知
(令和 8 年 7 月 23 日付)

令和 8 年 8 月 次点交渉権者から優先交渉権の辞退届を受理
(令和 8 年 8 月 5 日付)

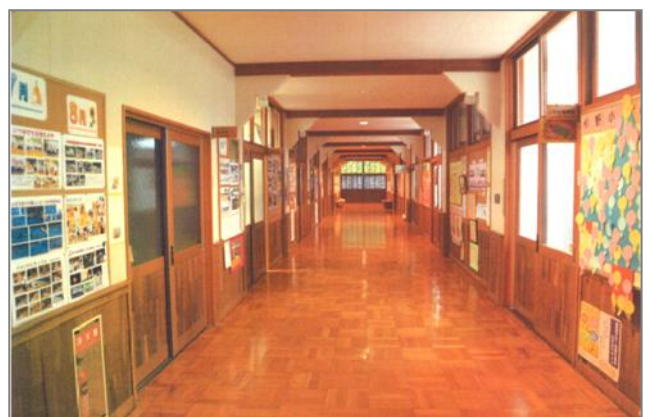
3 今後の予定

地元協議を踏まえ、改めて財産利活用に向けたプロポーザルの実施を検討します。

【平面図】



【参考写真】



所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	教育指導課・幼児課

学齢児童生徒の就学すべき学校の区域及び幼稚園児の通園区域の変更について

1. 概要

令和 8 年 7 月長浜市教育委員会定例会（令和 8 年 7 月 23 日）において「学齢児童生徒の就学すべき学校の区域及び幼稚園児の通園区域の変更について（議案第 28 号）」が議決されました。

これは「長浜市立学校及び幼稚園の就学に関する取扱い基準（昭和 27 年 6 月 17 日議第 17 号）の一部を別表のように変更するものです。対象となる自治会区は「大通寺自治会」の 1 地区です。

2. 内容

大通寺自治会（元浜町 31 番 25～30 号、33～35 番）における小学校区、幼稚園区を次のとおり変更するものです。

- ・長浜北小学校へ就学する区域から長浜小学校へ就学する区域に変更
- ・長浜北幼稚園へ通園する区域から長浜幼稚園へ通園する区域に変更

3. 経過

令和 8 年 5 月に大通寺自治会員の総意（総会での議決）により教育委員会へ区域の変更について要望書が提出されました。

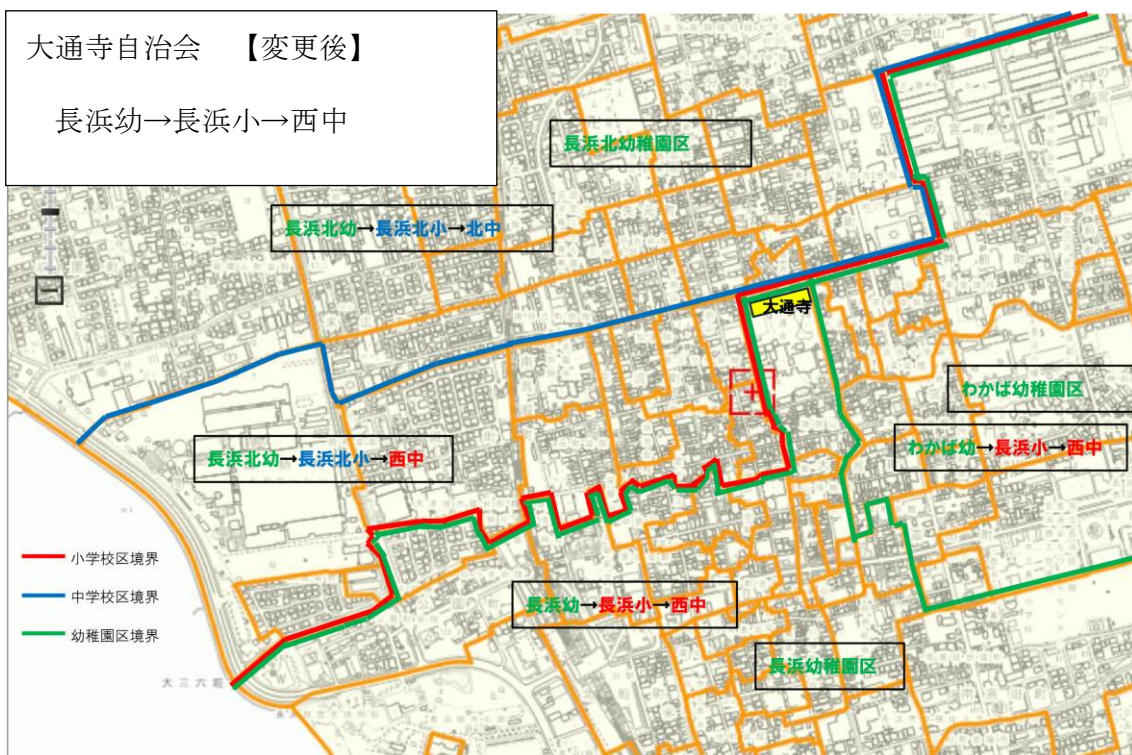
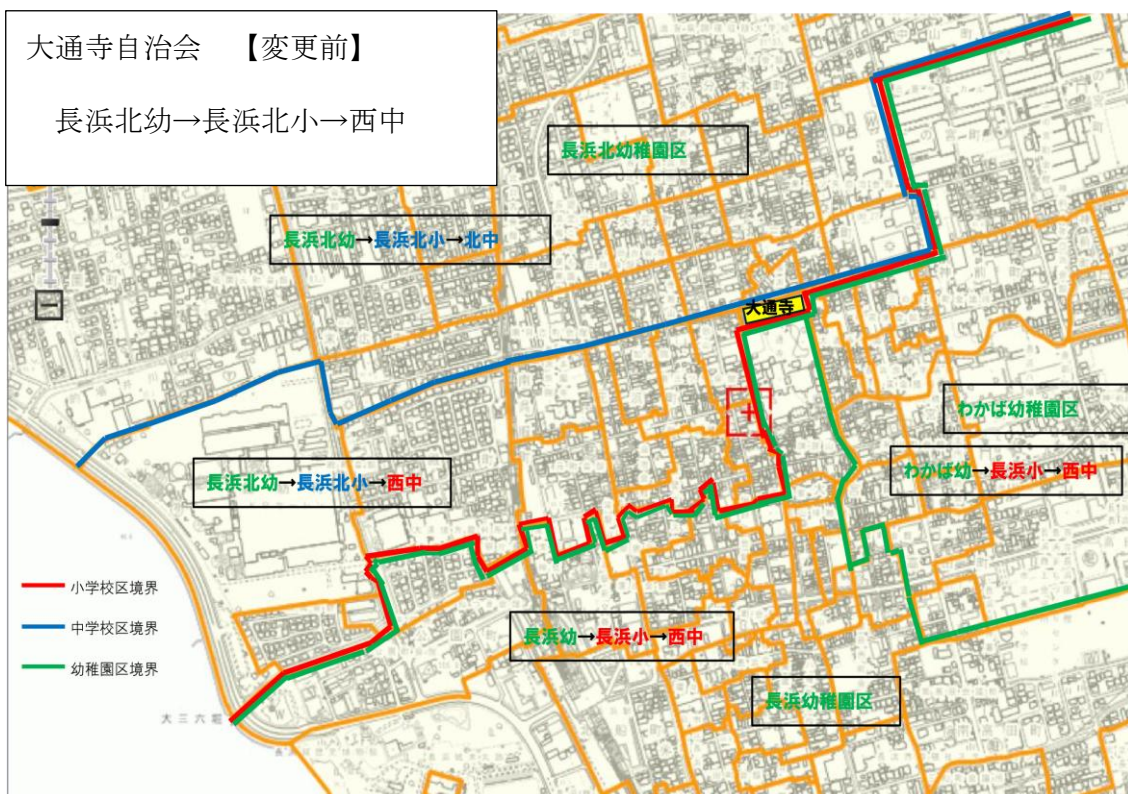
長浜北小学校から西中学校に進学する地域の児童数が年々減少しており、中学校進学時の人間関係構築などに不安を抱えるとの意見が児童や保護者から寄せられています。

大通寺自治会においても以前からこのことは懸念事項となっており、令和 8 年度は小学生・幼稚園児が 0 人となり在籍する児童・園児への影響が出ないこと、令和 9 年度入園予定の子どもがおられることから自治会の総意として要望されたものです。

幼稚園区については小学校区に準じて決定しているため、長浜小学校区に変更する場合は長浜幼稚園区又はわかば幼稚園区に変更となります。今回、大通寺自治会は園区境界など地理的に判断し要望どおり長浜幼稚園区としています。

4. 施行日

令和 9 年 4 月 1 日



長浜市立学校及び幼稚園の就学に関する取扱い基準

【変更後】

【変更前】

別表：小学校通学区域一覧表

別表：小学校通学区域一覧表

長浜小学校	南呉服町 1、2、5番 6番 1～11号、21～38号 9番 10番 1～11号、21～35号 元浜町 1～9番 10番 1～11号、16～27号 11番 1～10号、20～34号 12番 1～10号、22～38号 13番 1～9号、26～41号 14番 1～11号、22～29号 15～18番 19番 10～18号 <u>31番 25～30号</u> <u>32～35番</u> 大宮町 1～10番 高田町 1～16番 宮前町 1～16番 神前町 1～11番 (後略)	長浜小学校	南呉服町 1、2、5番 6番 1～11号、21～38号 9番 10番 1～11号、21～35号 元浜町 1～9番 10番 1～11号、16～27号 11番 1～10号、20～34号 12番 1～10号、22～38号 13番 1～9号、26～41号 14番 1～11号、22～29号 15～18番 19番 10～18号 <u>32番</u> 大宮町 1～10番 高田町 1～16番 宮前町 1～16番 神前町 1～11番 (後略)
長浜北小学校	南呉服町 3～4番 6番 12～20号 7～8番 10番 12～20号 11～14番 元浜町 10番 12～15号 11番 11～19号 12番 11～21号 13番 10～25号 14番 12～22号 19番 1～9号、18～23号 <u>20～30番</u> <u>31番 1～24号、31～32号</u> (後略)	長浜北小学校	南呉服町 3～4番 6番 12～20号 7～8番 10番 12～20号 11～14番 元浜町 10番 12～15号 11番 11～19号 12番 11～21号 13番 10～25号 14番 12～22号 19番 1～9号、18～23号 <u>20～31番</u> <u>33～35番</u> (後略)

【変更後】

【変更前】

別表：幼稚園・認定こども園短時部 通園区域一覧表

別表：幼稚園・認定こども園短時部 通園区域一覧表

長浜幼稚園	南呉服町 1、2、5番 6番 1～11号、21～38号 9番 10番 1～11号、21～35号 元浜町 1～9番 10番 1～11号、16～27号 11番 1～10号、20～34号 12番 1～10号、22～38号 13番 1～9号、26～41号 14番 1～11号、22～29号 15～18番 19番 10～17号 31番 25～30号 <u>32～35番</u> 大宮町 1～7番、10番 高田町 1～4番 5番 1～6号、36～41号 6番 1～5号、23～33号 7番 1～5号、20～28号 (後略)	長浜幼稚園	南呉服町 1、2、5番 6番 1～11号、21～38号 9番 10番 1～11号、21～35号 元浜町 1～9番 10番 1～11号、16～27号 11番 1～10号、20～34号 12番 1～10号、22～38号 13番 1～9号、26～41号 14番 1～11号、22～29号 15～18番 19番 10～17号 32番 大宮町 1～7番、10番 高田町 1～4番 5番 1～6号、36～41号 6番 1～5号、23～33号 7番 1～5号、20～28号 (後略)
長浜北幼稚園	南呉服町 3～4番 6番 12～20号 7～8番 10番 12～20号 11～14番 元浜町 10番 12～15号 11番 11～19号 12番 11～21号 13番 10～25号 14番 12～21号 19番 1～9号、18～23号 <u>20～30番</u> <u>31番 1～24号、31～32号</u> (後略)	長浜北幼稚園	南呉服町 3～4番 6番 12～20号 7～8番 10番 12～20号 11～14番 元浜町 10番 12～15号 11番 11～19号 12番 11～21号 13番 10～25号 14番 12～21号 19番 1～9号、18～23号 <u>20～31番</u> <u>33～35番</u> (後略)

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	教育指導課

「学びの多様化学校」の状況について

1 学びの多様化学校の概要

増加する不登校児童生徒への対策として、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して実施する文部科学省指定の学校で、学校教育法施行規則第 56 条・第 79 条・教育機会確保法第 10 条等に基づいて文部科学大臣が指定するものです。令和 8 年 4 月現在全国で 84 校（公立学校 59 校、私立学校 25 校）が設置されています。

長浜市では、浅井中学校を本校とする「分教室型」で本年 4 月に開校しました。学校平面図は以下のとおりです。



令和 8 年 4 月現在、1 年生 4 名、2 年生 7 名、3 年生 4 名、合計 15 名が在籍しています。市内全域から通学してくる子どもたちの登下校の時刻に配慮し、登校を 9:30、下校を 14:30 とし余裕をもって学校生活を送れるようになっています。通学方法は、子どもたちや保護者の意向に合わせて柔軟に対応しています。徒歩、自転車、保護者送迎での通学が多いですが、自宅の最寄り駅から J R を利用して、虎姫駅まで来て、タクシーに乗って通学している生徒もいます。なお、このように公共交通機関を利用した通学にかかる交通費は全額市が負担しています。

右に示した時間割をもとに 1 週間ごとに週予定を作成して学習を進めています。

	時間	月	火	水	木	金
朝	9:30	登 校				
1	9:35～10:05	ラボタイム				
2	10:10～10:50	理科	英語	理科	英語	理科
3	10:55～11:35	国語	社会	社会	社会	国語
4	11:40～12:20	数学	保健体育	国語	数学	英語
	12:25～13:10	給 食 ・ 休 憩				
	13:10～13:25	ベースタイム				
5	13:25～14:10	ラボ	学活	総合	ラボ	総合
	14:10～14:20	ゆとりの時間				
終	14:30	下 校				

2 教育課程・特色ある取組の実施状況

標準 1015 時間のところ、875 時間と縮減し、3 つの特徴的なカリキュラムにより補完しながら学習を進めています。

教科名	特設教科		各教科						道徳 特別の教科	総合的な学習 の時間	特別活動
	探究ラボ	ラボ アクティブ	国語	社会	数学	理科	保健体育	外国語			
1 年	105	70	105	105	105	70	70	105	35	70	35
2 年	105	70	105	105	70	105	70	105	35	70	35
3 年	105	70	70	105	105	105	70	105	35	70	35

(1) 探究ラボ（探究を通じた社会参画）

単なる知識の習得ではなく、地域社会と深く関わりながら「答えのない問い」に取り組む実践型の学習です。

- ①教科横断的な視点から地域の課題解決に取り組む STEAM 教育を実践することで、各教科の知識を統合的に活用する力を育み、生徒一人ひとりの将来のキャリア形成を具体化させます。
- ②長浜曳山祭りや浜ちりめん、長浜城歴史博物館などの地元の歴史や伝統・産業を教材として活用し、専門家や大学生ボランティアといった多様な大人との交流を通じて、社会との接点を構築します。
- ③行事の企画から運営に至るプロセスを重視した学びを通じて、他者と支え合う「協働する力（対人関係能力）」や、自らを律して目標に向かう「やり抜く力（自己調整能力）」といった非認知能力を養います。

(2) アクティブラボ（心の居場所と自己受容）

生徒の心のエネルギーを蓄え、安心して自分を表現できる心の土台を育みます。

- ①スポーツや音楽、アート、ものづくりといった多様な表現活動を通じて、言葉だけでは伝えきれない生徒の心の声を形にする場を提供し、自己表現の喜びを育みます。
- ②何かに没頭できる時間の提供を通じて、生徒が自身の不安や孤独感と向き合い、自分をありのままに受け入れる「自己受容」への第一歩を後押しします。

(3) ベースタイム（自律を支える「自己管理サイクル」）

自らの学びを自ら律する「セルフマネジメント」の時間を毎日設定します。

- ①月曜朝に一週間の目標を立て、毎日給食後にその進捗をセルフチェックすることで午後の活動形態を自らの状況に合わせて再選択し、主体的に学びを組み立てる力を養います。毎日、下校前に 1 日の学びの振り返りをしています。
- ②10 分間の集中時間を活用し、AI ドリルや読書など個々の習熟度に応じた活動に取り組むことで、基礎学力の着実な定着と学び直しを支援します。また、児童生徒一人ひとりの心身の状況や生活リズムに応じて、多様な学びの場と機会を柔軟に提供しています。例えば、体調等により登校できなかった生徒には、その日の学習内容を撮影した動画教材を個別に送付し、自宅でも学びを継続できるようにしています。また、日中の登校が難しい場合には放課後の時間帯での登校を受け入れ、落ち着いた

た環境で学習や相談ができるよう配慮しています。さらに、登校自体が難しい状況にある生徒に対しては、自宅での学習を支援し、学びが途切れないう働きかけています。このように、「決まった時間に、決まった場所で」という一律の形にとらわれず、その子にとって無理のない方法で学びにつなげることを重視し、社会的自立に向けた歩みを一人ひとりのペースで支えています。

3 生徒の変容

令和 8 年 4 月の開校以降、学校生活を送る中で、多様化学校の教職員との関係や子どもたち同士の関係性が深まってきている様子が見られます。個人差はあるものの昨年度よりも学びの楽しさを感じている生徒や、出席日数が増えた生徒もいます。

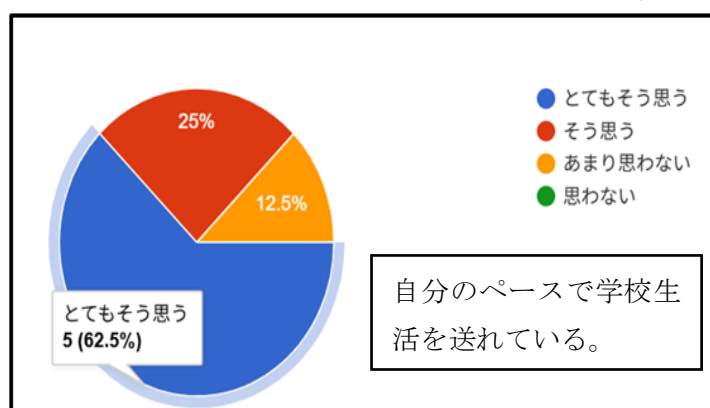
一律の登校を促した結果ではなく、放課後登校や自宅学習など、その子に応じた学びの場を柔軟に用意する中で、子どもたち自身が

「行ってみよう」「学んでみよう」と思える機会が少しずつ増えてきたことの表れと受け止めています。出席率の数値は、本校の取組の成果を示す一つの指標ですが、「出席できること」そのものが子どもたちの成長の大きさを

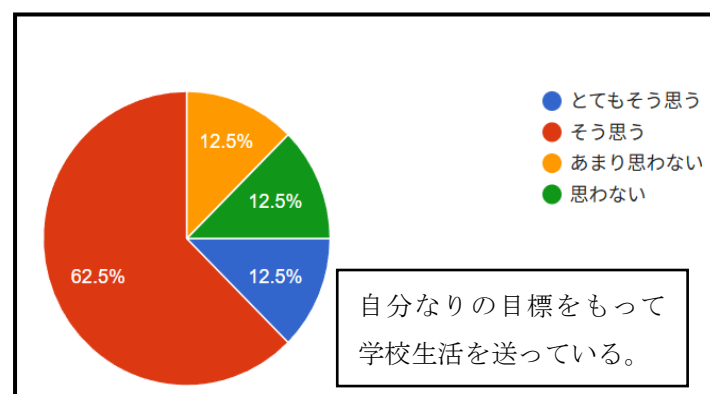
出席率 (%)	昨年度 (人)	今年度 (人)
0～25	4	2
25～50	7	5
50～75	1	3
75～100	3	5

測る物差しではないと考えています。自宅で学びに向かう時間や心の状態を整えようとする日々の一つ一つがその子にとってかけがえのない歩みになっています。学びの継続

を支える取組の一つの手がかりとして、出席状況を昨年度と今年度で比較しました。出席率が 50%未満の生徒は、昨年度の 11 人（0～25%が 4 人、25～50%が 7 人）から、今年度は 7 人（同 2 人・5 人）へと 4 人減少しました。一方、出席率が 50%以上の生徒は、昨年度の 4 人（50～75%が 1 人、75～100%が 3 人）から、今年度は 8 人（同 3 人・5 人）へと 倍増しています。とりわけ、最も出席率の高い「75～100%」の区分が 3 人から 5 人へと増加しました。



また、6 月末現在、「自分のペースで学校生活を送れている」という問いに対して肯定的な回答を示したのが、87.5%でした。一方、「自分なりの目標をもって学校生活を送っている」に



ついては、肯定的な回答が 75%で否定的回答が 25%であったので、今後もその子に寄り添いながら、自らを律して目標に向かう「やり抜く力（自己調整能力）」といった非認知能力を育てていきます。

4 施設・環境整備の状況

開校後の運営を進める中で、以下のような整備・調達を行いました。まず、校内のネットワーク環境について、通信状態が十分でなく、タブレット端末の使用に支障が生じる場面がありました。この点については、現在、環境の改善に向けた対応を進めているところです。また、空調設備のない教室につきましては、スポットクーラーを譲り受け、暑さへの対応を図りました。このほか、閉校した学校から必要な備品を調達するなど、既存の資源を有効に活用しながら、教育環境の整備に努めています。

5 今後のスケジュール・次年度に向けて

(1) 年度後半の取組について

引き続き、生徒一人ひとりの状況に合わせた学習を、個別の指導計画をもとに教職員が組織的に連携しながら継続してまいります。個々の状態やペースを丁寧に見取りながら、その子に応じた学びを途切れさせることなく支えてまいります。

(2) 令和9年度の生徒募集について

現在、小学校および義務教育学校の6年生を対象に募集を進めています。今後、見学会や個別の相談の機会を設けるとともに、夏休みには「ミニ体験入室」を実施し、秋には「体験入室」を予定しています。その後、面談および審査会を経て、令和9年度の入室へとつなげてまいります。

なお、募集の対象とならない児童生徒につきましても、引き続き相談を受け付けています。あわせて、校外の教育支援センターとも連携を図りながら、不登校児童生徒に対する支援を継続してまいります。